

## 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設の募集要領

### 1. 趣 旨

県では、急激な患者の増加が発生した場合に、医療機関における重症者等への医療提供が維持されるよう、軽症者等の療養のための宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を確保するため、民間宿泊施設の借り上げに御協力いただける宿泊事業者を募集します。

### 2. 宿泊施設の要件

- ・ 都城市内に所在地を有すること
- ・ 30室以上を提供できること
- ・ 居室は、トイレ、入浴設備、手洗設備、冷暖房設備等を備えた個室であること
- ・ 運営事務局、物資置場として利用可能な会議室等及び軽症者等の搬送に十分な駐車スペースが確保できること

### 3. 借上期間

- ・ 3月程度を予定していますが、感染状況等により延長する場合があります。
  - ・ 借上開始日は、県内の感染状況や受入開始日等を勘案して決定します。
- ※受入れ前に必要となる手続きや準備等（予約のキャンセル・他施設への振替や事務局等の設置など）の期間を考慮して、事前に県から連絡します。

### 4. 経費負担（借上料等）

- ・ 宿泊施設の借上料や、これに伴い必要となる経費は、県が負担するものとし、その内容については、県と宿泊事業者において別途協議の上、決定します。
- ・ 借上終了後は、宿泊事業者との協議を踏まえ、県が原状回復（消毒作業等）を実施します。

### 5. 運 営

- ・ 県が宿泊施設を借り上げ、都城市・宿泊事業者等の御協力をいただきながら運営します。
- ・ 宿泊軽症者等の生活スペースへの対応は県が中心となって行うため、宿泊事業者が直接、宿泊軽症者等と接する業務は想定していません。
- ・ 宿泊施設は、「（厚生労働省）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に沿って運営を行いますので、事前にご参照ください。

### 6. 宿泊施設の選定

- ・ 県は、応募内容（施設設備、借上料等）を審査し、適切に宿泊施設を提供する

ことができると認められる宿泊事業者に対してヒアリングを実施し、予算の範囲内で借上を行う宿泊事業者を決定します。

- ・ 選定にあたっては、提供いただく施設の内容に加え、宿泊事業者のスタッフの皆様から、できるだけ多くのサポートが得られる施設を優先します。

## 7. 募集期間

令和2年6月10日（水）から6月19日（金）まで

## 8. 応募先

別添「宮崎県新型コロナウイルス感染症療養施設（宿泊施設）応募用紙」に必要事項を記載の上、次のメールアドレスまで送付してください。

【送付先】宮崎県 福祉保健部 医療薬務課 iryoyakumu@pref.miyazaki.lg.jp

## 9. 問い合わせ先

宮崎県 福祉保健部 医療薬務課 （担当）市成、松田

電 話 0985-44-2615（直通）

F A X 0985-32-4458

※応募を検討されている場合は、まずは御一報くださるようお願いいたします。

## <参考>

（厚生労働省）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>